

# DX チャレンジ促進事業 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

DX チャレンジ促進事業実施委託業務

## 2 事業の目的

デジタル化を進めているもののDXに向けた取組に着手できていない県内企業のDXを促進するために、企業等が参加するワーキンググループによる検証や実証活動を計画・支援し、先進的なデジタル技術を活用した事業・業務プロセスの革新事例の創出を目指す。

## 3 事業内容

### (1) ワーキンググループの活動テーマの提示

国内外の事例や技術情報などを調査し、当地域の産業における課題を効果的に解決することが期待できる先進的なデジタル技術を用いた活動テーマを提示する。

### (2) 参加企業の募集とワーキンググループ活動

ワーキンググループのメンバーを企業等から募集し、活動テーマについての検討及び実証活動を実施する。

### (3) 成果報告セミナーの開催

セミナーを開催し、活動成果を公開する。

## 4 委託業務

### (1) ワーキンググループの活動テーマの提示

- ・ 県内地域の産業における課題を効果的に解決するため、先進的なデジタル技術を用いた活動テーマを2テーマ以上提示すること。うち1テーマについては、2023年度のDXチャレンジ促進事業のワーキンググループの活動テーマを踏まえ、継続・発展させて活動テーマとして取り扱うことで、一層の成果が期待できる活動テーマを本事業の活動テーマとすることを可能とする。

(参考) 2023年度の活動テーマ

- ① 自然言語処理AIを活用した「知」の探索・創発
- ② 生成AIを活用した「知」の深化・創出
- ・ ワーキンググループ活動で取り扱う活動テーマについては、県と協議の上で、決定すること。
- ・ 設定する活動テーマに、以下の内容が含まれること（各テーマにいずれか1つ以上）が望ましい。
  - AI技術
  - データ利活用

### (2) 参加企業の募集とワーキンググループ活動

- ・ あいち産業DX推進コンソーシアムの会員向けにセミナー等のイベントを開催し、活動テーマの紹介と参加企業の募集を行うこと。企業の募集にあたっては、チラシの作成や各種Webサイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知すること。なお、セミナーはオンライン開催でも構わない。
- ・ 本県で活動するスタートアップにも周知を行い、参加企業の募集に努めること。

- ・ 参加企業を募集し、2つ以上のワーキンググループを組成すること。なお、その内1つは、製造業及び製造業に関係の深い業種の企業を集めたワーキンググループを組成すること。
  - ・ ワーキンググループには、ツールを開発・提供する立場（IT企業等）とツールを利用・実証する立場（製造業等のユーザー企業）が存在するように促すこと。
  - ・ ワーキンググループの開催および検討活動や実証活動を支援すること。また、可能な限り、実証の現場見学会などを開催し、活動内容の共有に努めること。
  - ・ 参加企業が自社において活動テーマについて検討する機会を設けること。
- (3) 成果報告セミナーの開催
- ・ ワーキンググループの活動成果を整理し、セミナー等にて発表すること。なお、セミナーはオンライン開催でも構わない。
- (4) その他
- ・ セミナー等のイベントは、県のWebサイトやメルマガのほか、あいち産業DX推進コンソーシアムとも連携して開催・周知すること。
  - ・ 活動成果をもとに参加企業が事業化又は実証実験を実施する場合は、国等の補助金活用や事業計画の立案など、積極的に支援すること。
  - ・ 本事業の活動において、特許を始めとする知的財産権の創出に至る企業が出現することを想定し、参画企業間で係争等が生じないよう適切な対策を講じた上で、ワーキンググループ活動の支援を行うこと。
  - ・ ワーキンググループの成果が横展開できるように、自社ツールの使用を前提とした提案ではなく、広く普及しているツールを含め、様々なツールの使用を比較・検討すること。

## 5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費  
 専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費  
 事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費  
 テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費  
 事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費  
 事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費  
 一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料  
 事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他  
 本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

**6 成果物**

- ・事業実施報告書（総括版）（A4判） 1部
- ・事業実施報告書（公開版）（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

**7 納品場所**

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

**8 その他**

- (1) 事業の実施にあたっては、県の他事業およびあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (6) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。